

まくべつ

第63号
令和6年3月発行

農業委員会だより



農業委員道内視察研修

昨年12月4日から5日の2日間、農薬や肥料をはじめ、病害抑制についての研究や新品種の開発、最先端の栽培環境による作物の生育、酪農と乳牛の発展の歴史や乳製品の製造工程などの取組を行っている道内企業等の視察研修を実施しました。



紙面あんない

農業政策等に関する意見書提出	・ 2P	家族経営協定 6P
農地賃借料情報 3P	農業振興公社からのお知らせ 7P
農地移動状況 4P	農林課からのお知らせ 8P
農業委員活動報告 5P		

編集・発行

中川郡幕別町本町 130 番地 1

幕別町農業委員会

電話:0155-54-6625 FAX:0155-54-5564

忠類支局 01558-8-2111

E-mail: nogyoiinkai@town.makubetsu.lg.jp

HP: <http://www.town.makubetsu.lg.jp/> ⇒「農業委員会」

農業政策等に関する意見書を提出



毎年、農業委員会では町に対して農業政策等に関する意見書を提出しています。
令和5年11月30日、農業委員会の中村会長、吉田農政部会長が役場2階応接室で飯田町長に意見書を提出しました。
今年度は、ロシアのウクライナ侵攻などの混乱により、原油や液化天然ガス等の化石燃料、化学肥料や原料、小麦・トウモロコシといった農業関連物資が世界的な需給逼迫状態に陥り、価格の急激な高騰に伴い経営が圧迫している状況にあるなど現状に即した農業支援と国や北海道に対しての働きかけや、本町における各種施策の推進について要請しました。
さらに議長室を訪れ寺林議長に町へ意見書を提出したことを報告しました。
町からは、令和6年1月22日に意見書に対する回答があり、1月30日開催の第7回農業委員会総会で報告されました。

◇寺林議長へ町に対して意見書を提出しことを報告

I 国等への要請事項

- 1 物価高騰対策及び輪作体系維持について
- 2 自然災害による農業被害対策について
- 3 農業基盤整備事業予算の確保について
- 4 所有権移転による農地利用集積の推進等について



II 町への農業施策の要望事項

- 1 担い手・労働力の確保について
- 2 有害鳥獣の駆除対策について
- 3 町民と食・農とのつながり(食育)の推進について
- 4 IT技術などの先進技術の導入促進について
- 5 農業委員会関係予算の確保等について



農地賃借料情報

令和5年1月～12月



1 畑（普通畑）の部

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,200円	13,000円	3,000円	208
幕別地区（高台）	7,400円	12,500円	5,000円	229
忠類地区	3,200円	5,100円	2,500円	156

2 畑（牧草畑）の部

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100円	7,700円	4,000円	—
幕別地区（高台）	4,600円	6,800円	3,000円	—
忠類地区	2,900円	3,700円	2,000円	—

農地法の規定により、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地区の賃借料情報を提供しています。

令和5年1月から12月までに、旧農業経営基盤強化促進法に基づき利用権が設定された賃借料及び農地法3条許可により、設定された賃貸借の賃借料水準（10a当たり）は、上記のとおりです。

なお、平均額の2倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会では指導を行うことになっておりますので、ご注意ください。

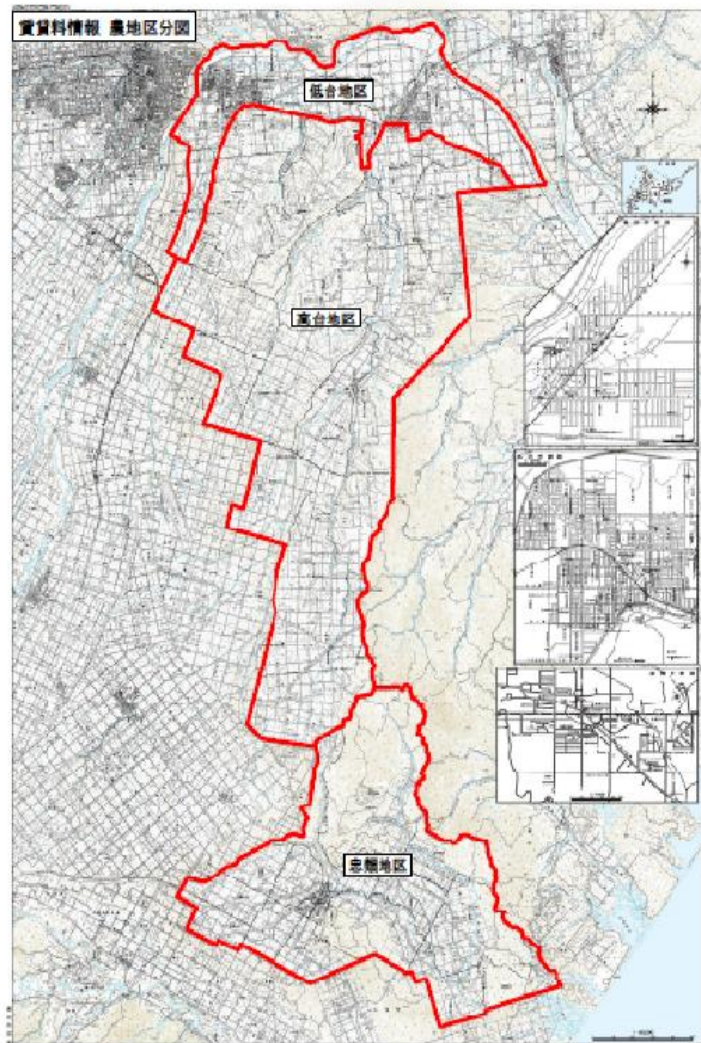
○幕別地区低台

新川の一部、明野の一部、
軍岡の一部、相川、猿別の一部、
千住の一部、依田の一部、
途別の一部、幕別・札幌市街地

○幕別地区高台

上記地区と忠類地区を除いた地区

※ 2 畑(牧草畑)の部「幕別地区低台」、
「幕別地区高台」、「忠類地区」は、令和5年中の賃貸借の実例がないため、低台は平成23年、高台は令和3年、忠類地区は令和4年の賃借料を記載しています。



令和5年(1月～12月)農地移動状況

項目		令和5年		令和4年		前年差		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売買	19	103.29	26	64.80	△7	38.49
		贈与	7	9.01	1	20.25	6	△11.24
	賃借権の設定		55	307.03	57	377.35	△2	△70.32
	使用貸借権の設定		14	312.48	26	773.95	△12	△461.47
	地役権の設定		0	0	0	0	0	0
農地保有合理化促進事業(道公社)	買入	14	94.94	16	137.28	△2	△42.34	
	売渡	22	208.75	14	93.59	8	115.16	
農用地利用集積計画	所有権移転	6	15.42	11	69.81	△5	△54.39	
	利用権の設定:貸借等	163	1,008.32	124	509.73	39	498.59	

農地所有適格法人報告書の提出について

農地所有適格法人は、農地法で定められている要件を満たし、農地を借りることや買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書の提出がない場合には、農地の権利を取得する時などに支障をきたす場合がありますので、必ず提出されるようお願いします。

●提出書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・報告する事業年度の農業収入額が分かる書類(損益計算書等)

【新規設立、内容に変更がある場合】

- ・定款、株主または組合員名簿の写し

●提出期限

- ・法人の毎事業年度終了後から3か月以内(例:決算期が12月の場合⇒3月末まで)

●提出先

- ・幕別町農業委員会、農業委員会忠類支局

※報告書の様式は、農業委員会にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。



毎週金曜日発行

購読料: 月700円 [送料、税込み]

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「全国農業新聞」は、「農業委員会」で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

TEL 幕別 0155-54-6625 忠類 01558-8-2111

※お支払いにつきましてはJAの口座振替が便利です。

◆農業委員活動報告◆

「南十勝農業委員等研修会」

2月7日から8日にわたり帯広市において、南十勝農業委員会連絡協議会主催による「南十勝農業委員等研修会」が開催され、本町から委員19名が出席しました。

当番町村である中札内村農業委員会出羽会長のあいさつの後、十勝総合振興局産業振興部農務課井尾主事から「農業情勢と地域計画」と題し、農地法制の見直しの方向性、地域計画策定スケジュールや役割分担、協議の場の設置、目標地図の作成例などの説明がありました。

翌日は、公益財団法人北海道農業公社帯広支所五十嵐次長兼業務農地課長から「新たな農地施策に係る農地中間管理機構事業の実施について」と題し、北海道農業公社の概要資料を用いて、同公社が実施している事業説明の後、令和7年4月から実施される農用地利用集積等促進計画に係るスケジュールや計画の作成、認可の流れ、そして、今後の農地売買等事業について説明がなされ、2日間にわたる研修が行われました。



「農地・農政部会合同視察研修」

幕別町農業委員会規則の規定により、農業委員会会長、会長職務代理者を除いた委員構成で農地部会、農政部会、畜産部会の三部会を設置しています。各部会では、任期中の3年間で研修会を実施することとされており、研修の内容も各部会で計画しています。

今回は農地部会、農政部会が合同で視察研修を計画し、2月20日



に中札内村農業協同組合の「冷凍枝豆・いんげん」の加工製造に特化した農産物加工処理施設と帯広市川西農業協同組合の「十勝川西長いも」の加工施設を視察しました。

中札内村農協の冷凍枝豆・いんげん加工施設では、冷凍原料となる枝豆・いんげんの収穫量や作付面積、さらに時間経過による原料の劣化から鮮度保持のため、収穫から冷凍加工まで3時間以内での

対応などの説明を受けました。

また、帯広市川西農協の十勝長いも加工施設では、豊作時の価格下落を防ぐ目的から、海外への輸出が開始されたことや規格外品の販路拡大、新品種「とかち太郎」の作付け、最新機械の導入に伴う処理数量などの説明を受けました。

農業者年金相談会

農業委員会及び農業者年金協議会主催による農業者年金相談会が昨年12月1日に各農協の協力のもとに開催されました。

この相談会は年金受給を間近に控えた方を対象に毎年開催しており、北海道農業会議から農業者年金相談指導員の佐藤友里子氏を講師にお招きし、年金制度の概要や基礎知識、経営継承や受給方法などについて説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、年金支給額の確認や経営継承に伴う農地の処分方法・時期などについて相談されました。

＝ 家族経営協定について ＝

◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、仕事と生活の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

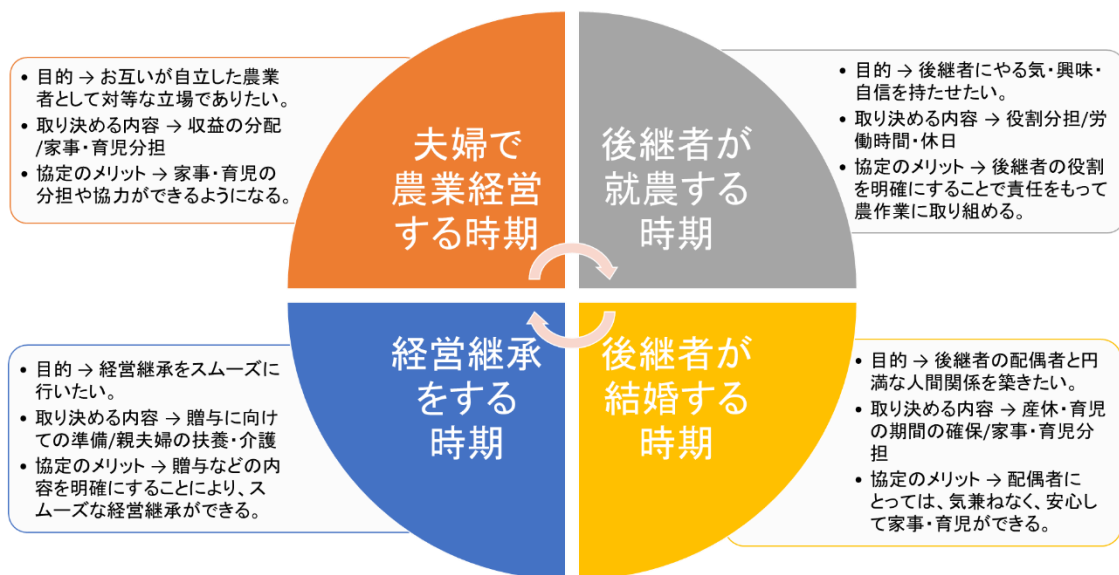
◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

お互いの負担や悩みを伝えましょう

- ・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

内容を考えましょう

- ・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担具合についても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

協定を結びましょう

- ・取り決めを確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

定期的に見直しましょう

- ・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、仕事と生活の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

◇協定書を作るにはどうすればいいの？

新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いしますので、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）

Tel 0155-54-6605 / Fax 0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

幕別町農業振興公社からのお知らせ

営農支援システム「てん蔵」について

営農支援システム「てん蔵」は、観測された気象データを基に、農業者向けに特化した情報として提供することで、効果的に農作業を支援する Web サービスです。

農業者個人で農作物の生育や病虫害発生の予察ができるほか、きめ細かな天気予報や気象観測データの表示・統計を行うことが可能です。

なお、「てん蔵」の利用には、事前にアカウント登録が必要となりますので、所属の農協にご相談ください。

●予察情報

予察情報は、1 kmメッシュ単位で対応しており、防除作業に大変有効です。例えば、ジャガイモ疫病発生予測やアブラムシ発生予測は、Web 上で簡単に計算でき、結果を確認できます。

●営農日誌

作業内容を日記として記録できます。また、JAの生産履歴情報も連携、表示できます。ピンポイントの気象情報も表示されるので、作業内容と天気の後で振り返る際に便利です。

●気象観測データ

観測所を指定して、時別、日別、月別、年間等の気象観測データ、統計情報等を確認できます。また、各種病虫害発生に関する有効積算温度の算出にも活用できます。

●その他

農協連やJAから農業従事者への各種お知らせ発信機能もあります。また、農業試験場の研究成果を提供しています。



ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

公益財団法人幕別町農業振興公社
Tel. 0155-57-2711 FAX 0155-57-2716

🥕 農業者年金のコーナー 🥕

注意 現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、毎年6月末日までに、独立行政法人農業者年金基金から送付される「現況届」を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

野生鳥獣から農作物を守るために

野生鳥獣による農作物被害が深刻な状況にあります。

町では、毎年、北海道猟友会帯広支部幕別部会のご協力を頂き、年間エゾシカ 900 頭、キツネ 160 頭、アライグマ 200 頭、カラス・ハト 150 羽あまりを駆除していますが、近年ではウサギ、タヌキの出没が増加し、それらに伴う農業被害額は増加傾向にあります。

鳥獣は、駆除すれば一安心というわけではなく、「自分の畑は自分で守る」ため、畑の周りの草刈などを行い鳥獣が畑等に出にくい環境をつくる「環境整備」、柵や音、光などで鳥獣を追い払い被害を軽減する「被害防除」、出没した鳥獣を捕まえる「有害駆除」の3つの対策が重要となります。

地域の皆さんで協力し、鳥獣被害に強い地域づくりを目指しましょう。

アライグマにご用心

アライグマはペットとして輸入され、逃げ出したものが野生化し拡大したといわれています。

町内では、平成23年に初めて1頭が捕獲されて以来、令和3年度は36頭、令和4年度は93頭、令和5年度は200頭を超える捕獲数であり、アライグマによる農業被害も年々増加傾向にあります。

北海道では、アライグマを効果的に捕獲するため、アライグマの出産、授乳時期で餌を求めて活動が活発となる3月から6月の間を「春期捕獲推進期間」として設定しています。

町においても積極的な捕獲作業を推進しますので、アライグマの目撃や足跡を発見した際には、下記の担当係までに情報提供をお願いします。

【幕別地区】

幕別町経済部農林課林務係

TEL 0155-54-6605 FAX 0155-54-5564

爆音機の使用について

爆音機による騒音の苦情が寄せられています。爆音機を使用する際は、以下の点に留意して使用ください。

- (1) 爆音機の設置について事前に近隣住民に知らせるなど、生活環境に十分配慮して使用するよう心掛けましょう。
- (2) 夜間又は早朝には使用しないようにしましょう。
(午後10時から翌日の午前7時)
- (3) 使用する期間は、必要最小限にしましょう。
- (4) 発生音量及び設置台数は、必要最小限にしましょう。
- (5) 可能な限り、爆発音の間隔をあけて設置しましょう。
- (6) 地形や周辺環境を考慮して、音を出す方向を調整しましょう。

【忠類地区】

幕別町忠類総合支所経済建設課産業振興係

TEL 01558-8-2111 FAX 01558-8-2511

各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html

◆	副委員長	田村
◆	委員長	佐邊
◆	委員	澤田
◆	委員	多田
◆	委員	佐藤
◆	委員	橋本
◆	委員	浩悦
◆	委員	弥啓
◆	委員	雅典
◆	委員	佳範
◆	委員	孝信
◆	委員	徳夫